

ゆめのたね放送局会員規約 (岐阜・札幌スタジオ)

第1条 (規約の適用)

この会員規約（以下「本規約」という）は、ゆめのたね放送局岐阜スタジオ・札幌スタジオ（以下「当団体」という）、ゆめのたね放送局（以下「本局」という）と 会員との関係に適用します。入会申し込みをいただいた時点で、本規約を承認した ものとみなします。

※会員が未成年者である場合は、親権者など法定代理人が本規約を承認し、法定代理人が入会申し込みを行ってください。

第2条 (会員資格)

1. 会員とは、本規約に同意し、当団体が定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当団体に提出の上、第3条に定める会費の支払いにより、当団体が入会を承諾した個人及び団体をいいます。

1. 当団体の会員は、以下のとおりとします。

- (1) 正会員
- (2) ジュニア会員※1（高校生以下の会員）※2
- (3) 学生会員※4

2. 会員及び利用者は、その資格や地位を第三者に譲渡、貸与等することはできません。

※1 ジュニア会員は、パーソナリティへのロイヤリティが発生する音源販売は行うことができません。

※2 高校生以下の範囲は、18歳以下の児童・生徒を基本とします。

※3 学生会員は、18歳以上22歳以下の学生を基本とします。

第3条 (会費)

1. 正会員費は、番組数、収録回数によって金額が異なります。

(1) 1人で月1回の収録、もしくは月2回収録の番組を持つ場合は、13,200円（税込）とします。

(2) 1人で月4回収録の1番組を持つ場合は、毎月16,500円（税込）とします。

2. ジュニア会員費は毎月8,800円（税込）とします。

3. 学生会員は毎月11,000円（税込）とします。

4. 会費は、番組初放送月前月の毎月25日より発生します。

5. 会費は、前月の毎月25日に指定口座へお振込とします。

※25日が土日祝の場合翌営業日扱いとなります。

6. 会費支払いの遅延、滞納があった場合、収録・放送を停止させていただきます。

7. 会費は、番組放送最終月の前月25日まで発生します。

※2月末まで番組が放送される場合、1月25日まで会費が発生します

第4条 (入会の拒否)

1. 当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者が本規約に反する恐れのある場合
- (3) 当団体を除名された場合

(4) その他前各号に準ずる場合で、当団体が入会を適当ではないと判断した場合

2. 当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めません。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関連企業関係者
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団関係者
- (7) その他、上記(1)から(6)に準ずる者または当団体が判断した者

第5条（変更届出）

1. 会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当団体に届け出るものとします。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当団体からの会員への通知、書類等が遅延又は不達になったとしても、当団体はその責を負わないものとします。

第6条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

第7条（休会・退会及び復会）

1. 会員は、休会希望月の3ヶ月前までに当団体が別に定める休会届により、書面又は電磁的方法を持って当団体に提出して、休会することができます。
 - (1) 休会時に未払金のある場合は、休会手続きと同時に料金を完納していただきます。
 - (2) 休会者が復会する場合は、復会希望月の1ヶ月前までに当団体に申出するものとします。
2. 会員は、退会希望月の3ヶ月前までに当団体が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法を持って当団体に提出して、退会することができます。
 - (1) 退会時に未払金のある場合は、退会手続きと同時に料金を完納していただきます。

第8条（除名）

1. 当団体は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができます。
 - (1) 会費が支払われないとき
 - (2) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
 - (3) 当団体、他の会員又は第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
 - (4) 当団体、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - (5) 会員登録にかかわる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
 - (6) 当団体の名誉と信用を失墜させる行為をしたとき
 - (7) 当団体の会員規約に違反したとき
 - (8) 政治団体または宗教団体へ勧誘行為をしたとき

- (9) いかなる業種・職種においても強引な勧誘活動や販売などの迷惑行為をしたとき
(10) その他、前各号に準ずる場合で、当団体が会員として不適切と判断したとき
2. 除名になった方は、ゲスト出演も含め当団体の施設を利用することはできません。

第9条（「ゆめのたね放送局」ロゴの使用）

1. 会員は「ゆめのたね放送局」の名称およびロゴは個人の名刺、Facebook、Twitter等の宣伝目的に限り使用できるものとします。
2. 会員は、自社の社名、各種法人、店舗名および企業ロゴ、店舗ロゴと合わせて「ゆめのたね放送局」の名称、およびロゴを使用する場合は、使用許諾を必要とします。合わせて使用すると、名刺の場合は、表(に団体名)と裏(にゆめたね)など、相手から同一媒体と判断される場合を含みます。
3. 会員は「ゆめのたね放送局」のロゴを変形、加工等を行うことができないものとします。
4. 会員は「ゆめのたね放送局」の名称及びロゴの使用停止を当団体から求められた場合、即座に使用を停止するものとします。

第10条（個人情報の取扱）

(1) 当団体は、会員の個人情報を厳重に管理する義務を負う。

(2) 個人情報の開示

- ・ 当団体は、本局と業務提携を行っており、必要に応じて申込者の個人情報を共有する。
- ・ 当団体は、裁判所や警察署の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けたとき、申込者の個人情報を開示することがある。

(3) 個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先

当団体は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

ゆめのたね 放送局 岐阜スタジオおよび札幌スタジオ 黒川竜次

電話番号：058-201-4700

(4) 個人情報の委託当団体は事業運営上、業務の一部を外部に委託している。

業務委託先に対しては、個人情報を適切に取扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより会員の個人情報の漏えい防止に必要な事項を取決め、適切な管理を実施します。

第11条（自己責任の原則）

当団体は以下の場合にあっても一切の責任を負わないものとします。

- (1) 会員が当団体の活動に基づいて損害を受けた場合
- (2) 器機・回線等の故障、停電、天災等の不慮の事態等その他の理由により本団体の活動に中断、遅延が発生した場合
- (3) 当団体の責によらない理由でコンピューターウィルスの感染、不正アクセス等による情報の流出、改竄等が発生し、その結果として会員及び利用者が損害を受けた場合

第12条（損害賠償）

会員が、本規約に反し、又はそれに類する行為によって当団体及び第三者が損害を受けた場合、当該会員は、これを賠償していただきます。

第13条（違約金）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合次項の違約金を当団体に支払うものとします。
 - （1）会員がラジオ番組開始6ヶ月以内で休会・退会をされる場合
 - （2）会員が収録ブース予約の前日キャンセルをされる場合
 - （3）会員が収録ブース予約の当日キャンセルをされる場合
2. 違約金の金額は、次の各号のとおりとします。
 - （1）6ヶ月分の会費より休会・退会をされた時期の差額会費
 - （2）収録ブース前日当日キャンセル 1,000円
 - （3）収録ブース予約当日キャンセル 2,000円

第14条（規約の改正）

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、またはその他、法令の変更が行われた場合、本規約を改正又は順次追加することができます。

第15条（定めのない協議の事項）

本規約に定めのない事項は、本局の協議のうえ権利利益を尊重し決定する。

第16条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第17条（規約の改正）

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、またその他、法令の変更が行われた場合、本規約を改正又は順次追加することができる。

（附則）

本規約は2021年7月1日より実施します。

2021年4月1日 改定

2021年9月15日 改定

2022年4月1日 改定

2023年2月14日 改定